

山口県における近代公娼制の展開

はじめに

筆者は、二〇一九年に『買春する帝国——日本軍「慰安婦」問題の基底』（岩波書店）を上梓したが、執筆の過程で、近代公娼制に関する知見を深める必要性を痛感した。その後、日本軍「慰安婦」問題に関する史料を探索するために、二〇二〇年二月に山口県文書館で調査をしていた時に、思いがけず近代公娼制に関するいくつかの基礎史料を発見した。そこで、この史料を用いて、日本における近代公娼制の展開について、明治初年の山口県ではどうかを解明したいと思う。ただし、県庁側の史料しかないので、一定の制約がある。今後遊廓側の史料や芸娼妓の史料等が出てくることがあれば、その史料との突合せを試みたいと念願している。

I. 芸娼妓解放令と山口県の遊廓

近世長州藩では、一七世紀半ばに西廻り航路が開発されてから、北前船の寄港地として遊廓・遊所が発展し、長府藩の赤間関、本藩の今浦開作（伊崎新地）・肥中・特牛・上ノ関、岩国藩の柳井津に遊廓・

吉見義明

遊所ができていた、という。女性たちは遊女・惣嫁（総嫁・惣稼）・旅人女・垢かき女などの名で性売（売春）させられていた。赤間関には一七九二（寛政四）年に遊女が一二二人おり、『防長風土注進案』（六卷・一六卷）には、今浦開作に「旅人女」一〇四人、上ノ関に「湯女」五四人がいたとある、という。^①これは天保年間（一八三〇年代～一八四〇年代）のことである。なお、一九〇二年以前に山口県警察本署（または警察部）により作成されたと思われる「貸席芸娼妓免許地区域」には、「維新前ヨリ継続」している区域として、麻里布村新港、上関村上ノ関、曾根村水場、浜方村中ノ関・田島村中ノ関、彦島村南風泊、神田村特牛浦、椿郷東分村越ヶ浜、赤間関市稲荷町・裏町・新地町があげられている。^②

これら遊廓・遊所のうち、もっとも有名な所は、赤間関（下関）の稲荷町遊廓で、『守貞漫稿』には、全国で「官許」された二五カ所の遊女町の一つとしてあげられている。また、全国の遊所番付「諸国遊所見立角力并二直段附」（天保前見立番付）には、東前頭一段目三枚目に稲荷町が、西前頭二段目一二枚目に下関の伊崎町が挙げられている。^③稲荷町の遊女の数は、一七九四（寛政四）年の人別調では傾城

一四二人とあり、一八三八年の「稲荷町人別控帳」には女郎五六名、かむろ三〇名、三味線師匠（芸妓）二三名、計一〇九名とある、という。⁽⁴⁾

また惣嫁とは一般には街娼（江戸の夜鷹）をいうが、長州ではおもに沖女郎・沖総嫁・浜出女ともいわれる、港内に入りする船の舟人を相手にする女性をさした。その抱主は赤間関の豊前田・竹崎・今浦に店を持っていた、という。⁽⁵⁾ なお、船に女性を乗せて各地の港を訪ね、商売がうまくいくところに居つくり方がみられ、たとえば安芸藩大崎下島にある御手洗港の若胡屋は長州上ノ関と関係が深かった、という。⁽⁶⁾

明治維新の頃、世界史の新しい傾向として「文明化」があり、奴隸制や奴隸的拘束の廃止が世界的な課題となっており、明治新政府はこの課題への対応を迫られていた。このため、たとえば、井上馨大蔵大輔は、一八七二（明治五）年七月三〇日に、今や「時勢文明二趣キ人權愈々自由ヲ得」る時であるのに「尚ホ婦女ヲ売買シ、遊女・芸者、其ノ他種々ノ名目ニテ、年期ヲ限り或ハ終世其身心ノ自由ヲ束縛シ、以テ渡世イタシ候者有之」ことは、かつてアメリカにあった「売奴」と大同小異であるとし、これら遊女・芸妓をはじめこれに類する渡世の者を「解放」せしめ、「人權ノ自由」を得せしめるべきである、と正院に建白している。⁽⁷⁾

一八七一（明治四）年七月に廢藩置県の詔書が出され、防長二州では山口県・岩国県・豊浦県・清末県がおかれたが、一月にこれら四県が合併して山口県となった。それから間もない一八七二（明治五）年七月一七日には、中野梧一権県令の下で山口県から「売女禁制ノ達」という布達が出された（中野は一八七四年七月二五日から一八七五年

一二月九日まで山口県令をつとめる）。これは、「給仕女」と称して密かに女性を抱えて「売女体」の渡世をする者をあらためて禁制とし、これに違背する者があれば「越度」するように布達していた。「売婦」は、人倫に背き、風俗を破壊し、教化を妨げ、奢侈遊惰の悪習を増長し、多くの女性の「一生ノ活業」を失わせるからだ、と説いていた。しかし、「是迄許可相成居候向ハ先制外ノ事」として、これまで許可していた場所には適用しないものべていた。これは当時の世界的傾向への対応の試みのひとつであったが、極めて不十分なものであった。

このような中で、突然、一〇月政府からいわゆる「芸娼妓解放令」が布達された。これも世界的傾向への対応の試みだった。これを受けて、山口県は四つの布達を一〇月に発している。⁽⁸⁾ まず、「人身売買禁止ニ付心得方ノ布達」で、太政官布告第二九五号（一〇月二日）と司法省布告（同月九日）を布達した。

ついで、「遊芸女解放ノ義ニ付揭示」では、娼妓・芸妓等を抱えて渡世している者は、抱えている女性の親元・親類と掛け合い、親元・親類がない場合は「親分、請人等」の立会で本人を引き渡すよう指示した。また、身代金や貸金がある場合は本人・親族等と相対で示談を遂げること、金銭貸借の有無にかかわらず、女性をすべて解放することを指示した。具体的には、つぎのような指示だった。

① 女性が一三歳以下の場合、親元・親類に引き渡すのは当然だが、身寄りが無い者は他に奉公することを本人が望めばそれに任せること。

② 借金は「勘弁ヲ第一」とすること。

③ 抱主がもつ年季奉公証文はすべて取り上げ、副戸長から支庁会議

所へ差し出すこと。

④借金貸借訴訟は一切取り上げないが、女性が「抱主ノ恩義」を受けていることもあるので、「不都合ノ始末」をしないこと。

⑤本人が病身または幼年で別奉公ができない場合は「救育所」を設置すること。

このような指示では、身代金など借金問題をかかえる女性の解放ができなかった場合も多かったのではないだろうか。また、解放といっても、親元に帰るだけなので、そこからまた身売りされる場合もあったと思われる。現に、芸娼妓等を原籍に帰すのは勿論だししながらも、帰っても生活の見込みがない者が「改業居住」したいと願ったり、抱主から離れて「改業寄留奉公稼」をしたいと願ったりしたらこれを認めるよう指示している。

第三の「芸娼妓其他同種類ノ者解放取計方ノ規則心得方ノ達」では、本人が「遊女所業」をしたいと願う場合は、その事情を詳しく書き、本人・親類・組合連印で（親類がない場合は本人・組合請人連印で）願い出ること、一時的に遊女等抱渡世を継続したい者は「貸座敷渡世」願いを出せば許可すること、遊女渡世の女性の他街や沖合停泊の船への出向や他街での遊客との宿泊は厳禁とすること、これらの渡世は今回決定の箇所だけとし、住所もそこに移すこととされた。免許された箇所はつぎの通りである。

稲荷町表裏（赤間関）

中ノ関（岩国三田尻部）

室積（熊毛部）

室津・上ノ関（上ノ関部）

越ヶ浜（萩部）

また、揚代等は遊女と客との相対で取り決め、貸座敷主は介入してはならないこと、遊女渡世を願う者は父兄・親類連印の上、請人を立てて願い出ること、遊女は税金を毎月一両納めること、芸娼妓等はすべて遊女と呼ぶこと、養女・下女・洗濯女等の名目で「妓ヲ売り色ヲ売」ることは厳禁とすること、遊女渡世は、改業が困難な者だけ許可したので新規営業は厳禁とすること、太鼓持は速やかに改業することなども指示された。

この中で、遊女渡世の者の沖合停泊の船への出向（惣嫁船による営業）の禁止は注目される。これは、北前船の廻航による買春需要に対応する性買売を禁止するものである¹⁰。しかし、それ以外に漁船への出向もあったと思われる。たとえば彦島の福浦では、「地勢上漁船寄泊スル関係上明治維新当時ヨリ已ニ遊女存在シ、同三十年前後ニハ貸座敷営業者十余戸ヲ算シ可成り繁盛」せり、と報告されているように¹¹、漁民による性買需要も多かったと推測される。もちろん、惣嫁船以外の場では、士族や豪商・豪農等の性買も多かっただろうし、やがて庶民レベルの性買もはじまる。

第四に、「管内在町ノ遊芸女其身売奉公等相成ラサル達」では、年季を定め、「遊女」・「芸者」・「宿場飯盛」・「茶汲女」・「洗濯女」等の名目で管内女性を「身売奉公」に差し出すことは今後一切許さないと、これまでこのような奉公をしている場合は、抱主と示談して速やかに引き戻すこと、と指示された¹²。

なお、同じ一〇月には「遊女其他人員取調方ノ件」として、「女芸者」・「遊女」・「茶汲女」・「惣嫁」・「惣嫁」・「飯盛」などと称してこれまで「遊女同様ノ営業」を差し許されてきた者の現今の人員の調査を命じている。これは大蔵省の指示に従ったものと記されている¹³。

以上のように、人身売買された女性たちは原則解放されることになる。しかし、このような布達をした上で、一月には、山口県は太政官に伺いを上申している。山口県管内では、とくに赤間関で芸娼妓等の年季奉公人が多いが、かれらは大概「身本乏シキ者トモ」なので、家元に立ち帰っても「活業ノ方便」が難しいので、「進退難渡」の場合に「遊女渡世」を願いだした者は、当分「自主遊女渡世」を差し許したい、というのである。これに対し、太政官は一月二〇日に、東京府への指令に準拠するよう指示した。それは、娼妓解放後「旧業ヲ営ムハ人々ノ自由ニ任ス」が、地方官がこれを「監察制馭」し「悪習蔓延ノ害」がないようにしなければならぬ（二月五日）、というものだった。¹⁴別の史料によれば、この指示は、芸娼妓等の業を営む者はその自由に任せ、「黙許」するが、悪習の蔓延を防ぐため、地方取締掛が内規則を立てて観察制御する「陰然取締ノ方法ヲ設」けよ、というものだった。¹⁵

こうして、山口県でも「自主遊女渡世」名義で遊女として寄留することが公認されることとなったが、抱主・雇主側は、遊女等の自由意思による稼業継続という建前で女性たちを拘束する事例が少なくなかった。このため、県は、一八七三（明治六）年八月一〇日に「遊女寄留願取札方注意ノ件」を副戸長・畔頭宛に布達した。¹⁶これは、数十金を費やして雇い入れた遊女等を年季の半分にも至らないのに解放させられてはたまらないとして、「遊女等ヲ強テ抑留セシメ、表向ハ本人ノ志願ニテ寄留願出候様取繕ヒ、内実ハ従前之通束縛職役セシメ候者モ有之哉ニ相聞甚不可然候」とのべている。そこで、県は、人身売買禁止は朝廷の「人々自由ヲ得セシメ候厚キ御趣意」であり、雇主が拒否できる筋ではないのであり、このような所業があると朝廷の趣旨

不貫徹となり、相済まないで、副戸長と畔頭は遊女寄留願があれば詳細に取調べ、雇主に不条理があれば取繕して早々に報告するよう指示している。

また、九月一七日には、「遊女稼ノ者會議処等ニ呼出シ実情取糾方ノ達」を出し、寄留遊女を会議所か副戸長宅に呼び出し、解放令の趣旨と県庁の意向を申し聞かせ、本人の情願ではなく抱主に束縛されている場合は嚴重に取糺し、早々に改業の願いを出させるよう指示した。¹⁷なお、一〇月二七日には「娼妓芸妓改業或ハ復籍ノ節届出方ニ付達」を出し、改業または復籍の際鑑札返納だけで済ます者がいるが、改業・復籍の願いも出させるよう指示している。¹⁸

さらに、一八七五（明治八）年一〇月二七日には、萩では「遊女体」の者を旅籠屋・煮売屋などに閉置している者がいるとし、一層の糾問と咎方を申し付けるよう布達している。¹⁹

このように、抱主の元に寄留せざるをえなかった女性や拘束される女性は少なくなく、人身売買による女性たちの拘束はやまなかったのである。

II. 遊女并貸座敷渡世概則の制定

一八七六（明治九）年二月八日、関口隆吉山口県令の名で「遊女并貸座敷渡世概則ノ達」が出され、貸座敷遊女制度が整備された。また、同日、「隠売取締向ニ付達」により、警部・巡査に取締方を指示している。これは、同年一月二二日に、太政官から、改定律令第二六七条私娼街売条例を廃し、「売淫取締懲罰ノ儀」は今後警視庁と各地方官に委任するという布告が出されたので、これに対応したものである。²⁰警視庁と地方官が「密売淫」取締りの中心になったのである。²¹また、

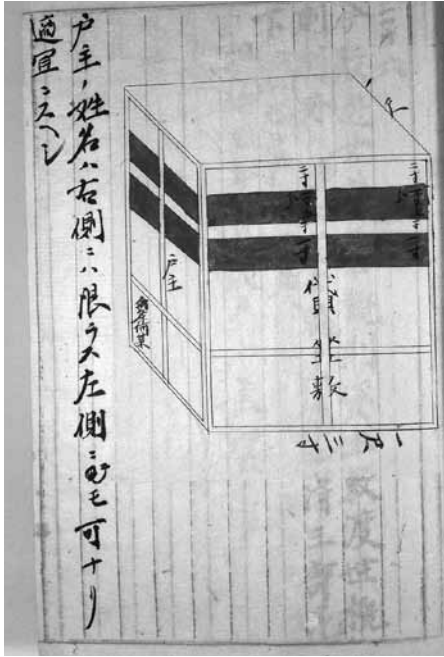


図1 貸座敷に掲げる標燈

出典：山口県「山口県布達達書」明治9年上(正)。
上方に2本の赤い帯を入れる。

前日の七日には「貸座敷標燈ノ達」が出された。この標燈は図1のとおりである。

さて、「遊女営業概則」と「貸座敷渡世概則」の内容はつぎの通りである。まず「遊女営業概則」だが、第一条では、遊女は芸娼妓解放令により漸次改業させ、「醜賤ノ俗」は自然に消却することが必要だが、やむをえない者に限り、この概則により営業を認めるとするとのべている。芸娼妓全面解放を最終的に放棄したことになる。それに代り、「本人自家活計ノ為メ自己ノ真意ヨリ発リ」遊女営業をすれば人身売買ではなく、寄留戸主その他の者が「束縛役使」できないものとするとした(第二条)。本人が自由意志で営業するとみなす場合は、拘束はないと解釈することしたのである。第三条では、「本人ノ発意」でなければ、父祖姉叔であつてもその子孫妹姪に対し強いて遊女営業させることはできないとした。しかし、これは「本人ノ発意」という形式にすれば、遊女営業をさせることができるということでも

あつた。

第四条ではつぎの各地を遊女免許地として指定した。

第一大区…大島郡地ノ家室・小松開作

第四大区…玖珂郡楊井町

第五大区…大島郡上ノ関、熊毛郡室津・水場

第六大区…熊毛郡室積

第七大区…都濃郡遠名町

第九大区…佐波郡中ノ関・宮市町

第一〇大区…吉敷郡山口町

第五大区…豊浦郡赤間関(稲荷町・裏町・新地・竹崎・豊前田)・

福浦

第一七大区…豊浦郡特牛浦

第二〇大区…阿武郡越ヶ浜

遊女免許地が一九カ所に増えたことになる。

第五条以下についてみると、遊客の誘いで同行する場合を除き、遊女の免許地外への出稼ぎを禁止し、遊客との同行時は貸座敷以外での宿泊を禁止した(第五条)。遊女営業は貸座敷に限定したが(第六条)、遊客の招きで停泊する船に行く者は「強誘自売」でなければ許した(第七条)。免許地であつても自分のいるところ以外の場所での出稼ぎを禁止し(第八条)、遊女の免許地外での居住も禁止した(第九条)。遊女は免許鑑札を受けなければならず、「隠売」者には罰金を科し(第十一条)、「隠売」者があれば、その寄留戸主・貸座敷業者も同罪とした(第十二条)。貧困のため別に活計の手段がない者は遊女営業の願いを出せば許可することとした(第一三条)。

遊女の納めるべき税金は毎月一元(赤間関の上等は二元、下等は一

円)とし(第一六条)、その取り立ては線香場世話などを排除し、戸長の任務とした(第一七条)。最初に鑑札免許を受ける者には免許料五〇銭・証印料金六銭五厘が課せられた(七月一日追加の第二五条)。最後に、第二〇条では、遊女に対し、遊客の金遣いなどに注意し不審な者を会議所または巡查屯所に通報するよう指示した。犯人探索など治安維持の任務を遊廓の遊女にも課す伝統は継続していたのである。

つぎに、「貸座敷渡世概則」を見ると、第一条で「游女寄留営業ノ為坐席ヲ貸シ與ルヲ許ス」として、貸座敷を提供するだけという建前で性売業を改めて公認したが、それでも芸妓解放令の趣旨を守るべきこととしていた。その渡世は遊女免許地に限り、免許鑑札を受けることとし(第二条)、店頭には指定の標燈を掲げることとした(第三条)。第五条では、遊女と貸座敷(業者)とは「各自一己ノ活許」をなす者だから、遊女の身上を差図したり、他の貸座敷への出入りを妨げたりしてはならないとしている。これは、遊女は独立した自営業者であるという建前をのべたものであるが、他の貸座敷の利用を認めていることは注目される。

貸座敷業者に対しては、遊客の一昼夜以上の滞留禁止(第六条)、遊客が遊女の意志に反して強制勧誘することの禁止(第八条)、養女に性売させることの禁止(第九条)、「水仕下女等」の名称で「隠売」させることの禁止(第一〇条)、「隠売」者への座席の貸出の禁止(第一一条)などの義務を課していた。また、遊客の金遣いその他に注意し、不審者を会議所又は巡查屯所へ通報する義務が課されていた(二四条)。しかし、税金は、遊女の半額で、月五〇銭(赤間関上等は一円、下等は五〇銭)でしかなかった。

Ⅲ. 三業取締規則の制定

これらの規則は、関口県令により一八七七(明治一〇)年四月一日に出された「三業取締規則」(五月二五日施行)により変更され、この規則に抵触する部分は失効となった。⁽²³⁾ここでいう三業とは芸妓・娼妓・貸座敷という三業である。

「三業取締規則」は、第一章で、芸妓・娼妓・貸座敷営業を取り締まる「年行司」を各免許地に二名ないし三名選任し、県庁第四課(警察担当)または警察署に届けることとし、年行司は上納する賦金を集めることを任務とした。

同規則第二章は「芸妓営業規則」であり、芸妓とは「芸ヲ売ル者」とされ、本人の志願を要件とし「他ヨリ強迫ス可ラサルモノトス」とされた。その営業は貸座敷に限らず、客の住所や自宅でも構わないが、他所への宿泊は許さず、寄留は免許地内に制限した。免許鑑札の免許料は七五銭(他に手数料五銭)、賦金は月二円とされた。免許鑑札は毎年七月に警察署で検印をうけると規定された。改業届には年行司の連署が必要だった。また、遊客の金銭の使い方その他に注意し、「不審ナル者」がいれば警察署または分署または巡查に訴え出ることとされた。翌一八七八年九月二七日の改正では、芸妓が煮売屋・料理茶屋などへ寄留することが禁止され、貸座敷に寄留しなければならなくなつた。

同規則第三章は「娼妓営業規則」であるが、娼妓とは「淫ヲ売ル者」とされ、本人の志願が要件とされたのは芸妓と同様である。ただし、娼妓には年齢制限があり、満一二歳以下の営業は不可とされた。とはいえ、一三歳以上は認めるというのは驚くべき少女買春の公認だっ

た。営業は貸座敷以外では不可とされた。「寄留ハ免許地内本人ノ自由ニ任スヘシ」とされたが、免許地内に住まなければならないので、居住の自由はなかった。翌一八七八年九月二七日の改正では、娼妓は貸座敷内に寄留しなければならないとされ、より厳しくなった。

誘客の誘いで外出しても、貸座敷以外で宿泊してはならないとされた。免許鑑札の免許料は五〇銭（他に手数料五銭）、賦金は月一円五〇銭とされた。免許鑑札は毎年七月に警察署で検印をうけること、改業届には年行司の連署が必要なこと、遊客の金銭の使い方その他に注意し、「不審ナル者」がいれば警察署または分署または巡査に訴えることという規定は芸妓と同じだった。

なお、五月一八日出された第三条追加では、免許地に接する海岸に停泊する船に行くことは認めるとされた（昼夜に渡って留まることは禁止）。惣嫁は継続的に公認されているのである。

同規則第四章は「貸座敷営業規則」だが、貸座敷業者にも免許鑑札が必要で、業者は店頭に所定の標燈をかかげること、最初の鑑札免許料は一円（他に手数料五銭）、賦金は月二円五〇銭を納めることとされた。他人の子を養女として娼妓営業をさせること、遊客の一昼夜以上の滞留を禁止した。また、芸妓・娼妓は「自活ノ計ヲナスモノ」だから、彼らの「身上ヲ駆引」してはならないとされた。公認された芸妓は自立的な営業者であるという建前がたがねかかれていた。

同規則第五章は「罰則」だが、無鑑札で芸娼妓営業をした女性は、初犯は七円五〇銭以内、再犯以上は一五円以内の罰金とし、支払い能力のない者には初犯は二ヵ月以内、再犯は五ヵ月以内の苦役を課す、とされた。無鑑札の窩主（性売宿主・性売業者）の初犯は一〇円以内、再犯以上は三〇円以内の罰金とされた。翌一八七八年一月には、芸妓

と娼妓を兼業する者の規定が追加され、兼業者の賦金は月一円五〇銭とされた。²⁴⁾ 同年五月一〇日には、無鑑札の芸娼妓営業の初犯の罰金は七円五〇銭以内に引き上げられ、新たに媒合容止者（仲介者）には窩主と同等の刑罰が定められた。²⁵⁾

一八七七年、「三業取締規則」の施行により、従来遊女・貸座敷の鑑札免許を受けていた者も、すべて新規に免許申請をするよう指示された。また、五月一七日には、三業営業上の願書・伺書・賦金はすべて区長・戸長ではなく、警察署を経由するよう指示された。²⁶⁾ こうして、性買売取締りでの警察の力がより大きくなった。

IV. 芸妓取締規則・貸席并娼妓取締規則・年行司取扱手続の制定

一九七九（明治一二）年五月三〇日には、新しく「芸妓取締規則」・「貸席并娼妓取締規則」・「年行司取扱手続」が布達された（県令は閏口隆吉）。²⁷⁾

このうち、「芸妓取締規則」をみると、営業願・廃業届の書式が定められたこと、出願先は郡区役所にもどされたこと、寄留地は免許地内とされ、他所への宿泊も禁止されたことが注目される。

つぎに、「貸席并娼妓取締規則」をみると、「貸席規則」では、「貸座敷」が「貸席」に改められた以外はこれまでと同様だったが、新たに登録出願の様式が定められた。出願先は郡区役所にもどされた。

「娼妓規則」でも出願の書式が定められ、出願先は郡区役所となったのは貸席と同じである。「娼妓営業願」の書式では、本人・親族・年行事の署名押印と保証人の署名押印が必要とされていた。改業は届出制で本人と年行司の署名押印が必要だったが、廃業届は書式自体がなかった。廃業は想定されていなかったのだろうか。賦金は月一円に

引き下げられた。

「年行司取扱手続」では、年行司の給料は営業者が支払うものときれた。その役割は、賦金の徴収だけでなく、台帳の整備、開業願・廃業届（貸席・芸妓）への押印、芸妓死亡の届け出とされた。

これらの規定のうち、娼妓の営業場所は貸席に限定されていたが、一八八〇年八月二三日には、赤間関区内の免許地では、海岸碇泊の船に行つて営業することが認められた。また、諸願書の出願先は、一八八一年一〇月には、郡区役所ではなく、警察署を経由して県庁へ提出と変更され、一八八二年一月には貸席・娼妓営業願の許可は県庁ではなく各警察署が行うこととなる（後述）。また、芸妓に関しても、一八八六年に担当が郡区役所から警察署へと変更される。警察の権限がさらに強くなるのである。

一八七九年六月三日には、「売淫罰則」が布達された。⁽²⁸⁾ 娼妓営業鑑札なしに性売する者は、初犯七円五〇銭以内、再犯以上一五円以内の罰金、無許可の窩主と媒合容止者は初犯一〇円以内、再犯以上三〇円以内の罰金とされ、罰金の支払能力のない性売初犯者は二ヵ月半以内、再犯以上は五ヵ月以内の「苦使」に処すとされた。

この間、一八七九年に堺県の芸妓が山口県内で営業したいと願ひ出たが、県は、堺県の意向に従い、原籍のある警察署の添翰により出願する者に限つて認めるよう五月一六日に指示している。⁽²⁹⁾ 六月一九日には、広島県・愛媛県・静岡県・茨城県・大分県・愛知県・長野県・福島県からの女性は警察署または郡区役所の添翰の有無による処理とし、京都府からの女性は府の意向により不許可とするようという指示が出された。

その後、警察署または郡区役所の添翰の有無による処理は、神奈川

県（八月）・福島県（同）、青森県（九月）・島根県（一八八〇年四月）・新潟（五月）・石川県（一八八一年一月）・福井県（一八八三年六月）・千葉県（七月）・長野県（同）・秋田県（九月）・函館県（十一月）・富山県（十二月）・根室県（一八八四年一月）・千葉県（三月）・静岡県（同月）・長崎県（四月）・高知県（六月）、佐賀県（一八八五年二月）・愛知県（一〇月）から来県する芸妓に対して取られた。このことから、これら諸府県から山口県に芸妓が移動してくる可能性もあつたことがわかる。

しかし、その後、この処置は一部で緩和に向つた。まず、芸妓は添翰がなくても認めて構わないとの通知が広島県（十一月）・神奈川県（一八七九年四月）からあつた。青森県からは一八八〇年四月に、山形県からは同年五月に警察署の添翰による芸妓の許可を認めないようという従来の依頼を取り消す旨の通知があつた。また、京都府からは一八八二年八月に従来の依頼を取り消す旨の通知があつた。

なお、山口県から他府県への貸座敷・芸妓の寄留営業は、山口県郡区役所または警察署の添翰がなければ認めないように各府県に依頼している（一八八三年四月長野県・五月東京府・六月福井県・七月宮城県・八月栃木県・同月鳥取県・九月埼玉県・一二月富山県、一八八四年一月根室県・三月千葉県・四月青森県・六月高知県、一八八五年佐賀県）。

V. 性病検査制度の実施

明治新政府が迫られた性買売に関する世界史的傾向への対応のもう一つは、奴隸的拘束の廃止問題とは矛盾するが、軍隊の関係から要請される性病検査を伴う公娼制への転換だった。娼妓の性病検査に関し

ては、一八七六（明治九）年の内務省乙第四五号達により指示されていたが、山口県では規定がなかったことが注目される。ようやく一八八二（明治一五）年一月二四日に、山口県令原保太郎は、この内務省達に従って各娼妓免許地で娼妓の梅毒（梅毒）検査を行うよう指示した。三月六日に告示された「娼妓梅毒検査規則」によれば、娼妓は免許地に設置された梅毒検査所で毎週一回検査を受け、検査札（五回分）に感染の有無と医師の検印を受けること、感染者は営業を禁止されること、検査札は一銭五厘とすること、治療医は娼妓が選べるが、その薬価と手術料は娼妓の負担とすること、新規の営業者は事前に検査を受けることなどが規定されていた。³⁰ 四月六日に改正された「売淫罰則」では、「密売淫」として処分された女性にも梅毒検査を課すこととされた。³¹

また、五月一日布達の「梅毒検査掛員心得」では、検査事務に従事する者は警察官・郡区吏・医師とされた。警察官は検査場の取締り、営業鑑札の一時受取りと再下付、名簿点検を行い、郡区吏は年行司への事前通告、年行司をして娼妓に番号札を付与させること、金銭出納、検査札と検査料金の受領、検徴器等の管理などを行うこととされた。医師は梅毒の検査のみを行い、治療をしないこと、所定の検査表を作成することとされた。³²

ついで、一八八四（明治一七）年二月二三日に布達された「娼妓駆徴規則」では、娼妓免許地には駆徴所を設けて毎週木曜日に検査し、その結果感染がある者は駆徴所で治療を受けること、治療費用はすべて娼妓の自弁とするとされた。³³

一八八七（明治二〇）年一月二日には、娼妓の梅毒検査と治療を目的とする「赤間関駆徴院規則」が制定された。この病院では、診察

と手術は無料とされたが、内服薬・外用薬・綿・絆創膏・布などや入院時の賄料・炭油料は有料だった。こうして、性病検査の体制も整えられていった。

VI. 貸席并娼妓取締規則・年行司取扱手続の改正

一八八二（明治一五）年四月六日、「貸席并娼妓取締規則」と「年行司取扱手続」が改正された。³⁴ 「貸席規則」の改正点は、営業願の提出先を所轄警察署としたこと、華族士族はこの営業ができないとしたこと、娼妓の揚代は貸席業者が予め定めて警察署に届け出るとしたこと、娼妓に梅毒検査を受けるよう「特ト告諭」し、かつ梅毒検査の際は検査場へ娼妓を時間通り出頭させることなどである。不審人物の警察への密告は従来と同じだが、新たに雛型どおりの客名簿の製作（遊客の住所・氏名・年齢、着席・退席時間（何時何分まで記す）、消費費用を記載）と警察署への翌日提出、娼妓の逃亡や死亡の届け出が義務づけられた。一八八七年七月七日の改正では客名簿に遊客の容貌衣類も記入するよう指示された。³⁵

「娼妓規則」では、一五歳未満の女性の営業と華族・士族の女性の営業を禁止した。ただし、現に営業している一五歳未満の女性の営業は不問とした。営業願の提出先は警察とされ、新たに廃業届の書式がつけられた。これは本人と年行司の署名捺印を求めている。免許地外・貸席外での宿泊は禁止され、やむをえず外泊する場合は警察の許可が必要となった（当該警察署管内の外出は年行司の許可する外出手形で処理）。

「年行司取扱手続」では、年行司に対して、死亡または逃走した娼妓の届け出、娼妓梅毒検査所への一時間前の出頭と検査時の一切の雑

務の執行、梅毒検査受験名簿の作成、感染者への治療実施の懇諭などの任務が新たに定められた。

この「貸席并娼妓取締規則」・「年行司取扱手順」の改正と「娼妓徴毒検査規則」の制定からみると、建前としてあった娼妓の自由が、一八八二年になってほとんど奪われ、警察による取締り・規制がより一層強まったといえるだろう。

VII. 「貸席并娼妓賦金徴収規則」の制定

一八八三(明治一六)年六月二五日には、「貸席并娼妓賦金徴収規則」が制定された。³⁶⁾これによれば、貸席・娼妓の免許地が一等から三等に分けられ、賦金は月額で一等が貸席三円・娼妓一円五〇銭、二等が貸席二円七〇銭・娼妓一円三〇銭、三等が貸席一円五〇銭・娼妓一円二〇銭とされた。賦金未納の者は保証人がこれを負担し、それができないときは営業停止となり、納期後三〇日を経過しても未納のときは廃業せしむと規定された。免許地の等級はつぎの通りである。

- 一等…赤間関区赤間町・稲荷町・裏町・西端町。
- 二等…岩国町字米屋町・登富町、柳井津町、山口馬場殿小路町・米殿小路町・宮市町、赤間関豊前田町・竹崎町・今浦町・新地町、彦島字福浦・竹ノ子島。
- 三等…小松開作村、地家室村、室木村新湊、大島村大島浦、室積浦、長嶋字上ノ関、室津村室津浦、曾根村水場、徳山村遠石、三田尻町字福聚町、西豊井村字浦町、田嶋村中ノ関、浜方村中ノ関、舟木村布目、西ノ浦、下字野令村字湯屋町、吉田村、下郷村津市、神田下村特牛、清末村、小月村、瀬戸崎浦、深川湯本村、椿郷東分村越ヶ浜・小畑(一八八八年一二

月、西富井村字浦町が追加される)。

こうして、たびたび改定された貸席(貸座敷)・芸娼妓取締規則や新しく制定された娼妓徴毒検査規則や貸席并娼妓賦金徴収規則により、山口県の公娼制は、一八八三年までに芸娼妓の拘束を強める方向で、その形態を整えてきたといえるだろう。また、貸席・娼妓営業の免許地は増え続け、この年までにはついに四一カ所になっていたことがわかる。

VIII. 芸妓・娼妓・貸座敷数の変遷

最後に、明治初期に、山口県における芸妓・娼妓・貸座敷の数はどのくらいだったのかをみておきたい。現存しているものもとても早い調査のひとつは、管見の限りでは、表1の通りである。これは一八七九(明治一二)年から一八八一(明治一四)年までにおける玖珂郡に限ったものだが、柳井津と大島村に集中しており、貸座敷一軒あたりの娼妓数は一名ないし二名であり、極めて小規模だった。

表2は『内務省統計書』にのっている一八七九年から一八八一年までの山口県の貸座敷・娼妓の数だが、一八七九年には、娼

表1 山口県玖珂郡における貸座敷・娼妓数 1879-1881

地名	1879		1880		1881	
	貸座敷	娼妓	貸座敷	娼妓	貸座敷	娼妓
岩国町木屋町	1	-	1	-	-	-
岩国市登富町	-	-	-	-	-	-
室木村新港	1	-	-	-	-	-
大島村	8	10	9	13	9	18
柳井津町	12	15	12	12	15	12
計	22	25	22	25	24	30

出典：玖珂郡役所「芸娼妓貸席取締規則」綴、山口県文書館所蔵。

表2 山口県における貸座敷・娼妓数（各年末現在）

地名	貸座敷			娼妓		
	1879	1880	1881	1879	1880	1881
大畠村	8	9	9	10	12	18
柳井津	12	12	15	15	12	12
室津	1	-	-	2	-	-
室積	-	-	-	5	-	-
上ノ関	2	2	5	5	1	12
水場浦	4	6	6	6	11	15
徳山	5	1	-	7	3	-
宮市町	12	16	19	8	21	31
三田尻	8	17	15	16	32	17
浜方村中ノ関	4	5	5	6	9	4
田島村中ノ関	8	8	10	12	14	13
西ノ浦	-	6	2	-	10	11
船木村	1	1	2	-	-	-
吉田村	1	-	-	1	-	-
神田下村	2	2	1	4	2	6
小月村	2	4	5	-	4	13
清末	6	6	6	7	10	10
椿郷東分村越ヶ浜	3	3	5	7	15	19
同小畑	1	1	1	1	1	1
地家室村	-	-	-	-	-	-
小松開作村	1	2	3	-	3	6
瀬戸崎浦	1	3	3	2	7	7
深川湯本村	1	1	1	-	1	2
赤間関赤間町	3	6	5	-	-	1
同稲荷町	11	12	14	30	33	25
同裏町	13	13	12	6	3	6
同豊前田町	19	17	19	161	198	293
同竹崎町	15	13	12	139	204	234
同今浦町	4	3	6	25	43	36
同新地町	11	12	11	26	19	22
同西端町	2	2	2	-	-	-
同彦島	3	5	8	39	93	109
同竹子島	2	1	2	17	9	28
山口	9	12	15	14	16	20
下宇野令村	2	5	6	-	2	7
下郷村	2	1	-	-	2	-
岩国登富町	1	1	1	-	-	-
同米屋町	-	-	-	-	-	-
室木	1	-	-	-	-	-
計	181	208	226	571	789	978

出典：内務省統計課『内務省統計書』上巻、1883年（大日方純夫ほか編『内務省年報・報告書』別巻1、三一書房、1984年、157-159ページ）。

妓数がとくに多いのは赤間関の豊前田町・竹崎町であることが注目される。ついで同じ赤間関の彦島・稲荷町・新地町・今浦町・竹子島の順となり、その次に三田尻・柳井津・山口となる。赤間関の娼妓数は、一八七九年には四四三名であり、山口県全体の七七・六パーセントだった。一八八一年には七五四名に増え、山口県全体の七七・一パーセントを占めていた。豊前田遊廓には一八八一年に娼妓が二九三人もいたが、これは西日本では大阪府の松島遊廓、兵庫県の福原遊廓に比べ規模であり、全国でも一〇番目の多さだった（沖繩を除く）。

なお、この内務省の統計によれば、一八八一年末の山口県の娼妓数九七八名は、東京府三〇一一名、大阪府二七三二人、三重県二二六九

名、長崎県一八三九名、神奈川県一五〇四名、北海道（札幌・函館・根室三県を一つの道として計算）一五〇二名、新潟県一三七七名、愛知県一三六四名、福島県一一六九名、栃木県一〇九一名、山形県一〇七六名の次に多く、全国で第二二位であり、岡山県の七二二人、広島県の二五四人、福岡県の二一六人をしのいでいた。

表3は、一八八三（明治一六）年一月一日現在の数字だが（これは一八八二年調査なので、一八八二年末の数字として扱う）、山口県全体で貸席一八〇軒、芸妓三五四名、雛妓一三名、娼妓九二四名だった。最も多いのはやはり赤間関区であり、特に豊前田町・竹崎町、彦島字福浦に娼妓が集中していた。

表3 山口県における貸席（貸座敷）・芸妓・雛妓・娼妓数（1882年末日現在）

	地名	貸席	芸妓	雛妓	娼妓
大島郡	小松開作村	2	6	-	2
玖珂郡	岩国町	1	25	-	-
	柳井津町	13	26	-	12
	室木村新港	1	22	-	-
	大畠村大畠浦	6	34	-	9
熊毛郡	室積浦	-	1	-	-
	曾根村水場	6	2	-	10
	馬島字上ノ関	7	5	-	9
	室津浦	1	5	-	1
都濃郡	徳山村遠石	-	2	3	1
佐波郡	宮市町	5	32	-	6
	三田尻町字福聚町	11	1	-	12
	浜方村・田島村字中ノ関	8	1	-	15
	西ノ浦字新地・小茅	3	1	-	9
吉敷郡	山口相物小路町	1	1	-	3
	山口馬場殿小路町	3	3	1	6
	山口北ノ小路町	3	1	-	7
	山口米屋町	1	1	-	3
	山口道場門前町	1	4	1	4
	山口米殿小路町	1	-	-	-
	宇野令村	2	8	-	3
	下郷村	1	7	-	2
	山口上立小路町	-	8	1	-
	山口諸願小路町	-	2	-	-
	山口久保小路町	-	21	2	-
山口中河原町	-	8	-	-	
厚狭郡	船木村布目	1	1	-	-
豊浦郡	神田下村	2	-	-	3
	清末村	7	4	-	12
	小月村	3	2	-	15
大津郡	瀬戸崎浦	2	4	-	7
阿武郡	椿郷東分村越ヶ浜	5	-	-	11
赤間関区	赤間町	4	9	2	6
	稲荷町	13	34	-	32
	裏町	16	23	1	4
	西端町字裏町口	2	2	-	-
	豊前田町	19	33	2	296
	竹崎町	12	5	-	223
	今浦町	4	6	-	30
	新地町	3	4	-	18
	彦島字福浦	7	-	-	121
	彦島字南風泊港	3	-	-	32
	合計	180	354	13	924

出典：山口県内務部『山口県統計書』第1回（明治15年）、同部、1891年、365-366頁。芸妓の総数は355名となっているが、集計すると354名となる。なお、日付は1883年1月1日現在となっているが、1882年に調査されたものなので、1882年末日現在とした。

表4は、一八七九年からの貸席（貸座敷）・芸妓・娼妓の数の推移を示したもののだが、これをみると貸席数は一八八三年から漸減し、一八八八年から増加に転じている。芸妓の数は、一八八六年まで漸減し、傾向で、一八八七年以後増加に向かっている。娼妓数は一八八一年がひとつのピークで、以後減少していき、一八八九年になって増加に転じている。

なお、『山口県統計書』第三回には、一八八四年から一八八九年までの各年の貸座敷・芸妓・娼妓の開業・廃業数も載っているが、一八八四年中の貸座敷の開業は三三軒、廃業は三九軒、年末現在数は

表4 山口県における貸席・芸妓・娼妓の数の推移

年	貸席 (貸座敷)	芸妓	娼妓	芸妓+ 娼妓
1879	181	-	671	-
1880	208	-	789	-
1881	226	-	978	-
1882	180	354	924	1,279
1883	140	320	954	1,274
1884	126	306	820	1,126
1885	109	317	684	1,001
1886	110	273	654	927
1887	103	336	604	940
1888	134	371	592	963
1889	155	411	696	1,107
1907	164	679	738	1,417
1911	214	851	1,059	1,901
1938	不明	1,416	1,110	2,527

出典：1879年-1881年は『内務省統計書』上巻、1882年以降は山口県『山口県統計書』各年版、1885年-1940年。第3回に1884年-1888年の数字も載っているが、その中の芸妓と娼妓の数は入れ替わっている（間違っている）と判断し、修正した。

吉見：山口県における近代公娼制の展開

一・二六軒だった。芸妓の開業は一九六人、廃業は二〇九人、年末現在数は三〇六人、娼妓の開業は三六三人、廃業は四四一人、年末現在数は八二〇人で、人員の入れ替わりは頻繁だったことがわかる。

表5は、山口県における貸席・娼妓賦金の収支の額であるが、貸席・娼妓賦金の収入は一八八一年度で一万八〇八二円だった。この年の地方税収入は三〇万六七二四円だったが、その五・九パーセントに達する（繰越金を含めれば九・六パーセント）。娼妓の賦金だけでも三・九パーセントになる。その大部分は翌年度への繰越で二万六〇二円、地方費補助が八〇六一円で、検徴費として使われたのはわずか七六八円だった。とくに娼妓賦金の負担が重く、その使途は第一に繰越金（予備費）として留保され、第二の使途は地方費補助だったことがわかる。

(付記) 本稿は日本学術振興会の科学研究費助成事業、基盤研究(B)18H00716の研究成果の一部である。

注

(1) 以上、佐藤敦子「山口県所在の遊廓の沿革と概要」、「遊廓・遊所研究データベース」<https://yukakustudy.jp/archives/179> (二〇二〇)

表5 山口県における貸席（貸座敷）・娼妓賦金の収支（1881年、単位：円）

収入	貸席	娼妓	計	1880年度より繰越	合計
	6,242,500	11,940,000	18,182,500	11,371,604	29,454,104
支出	賦金取扱費	検徴費	地方費補助	1882年度へ繰越	合計
	4,668	786,017	8,061,000	20,602,419	29,454,104

出典：山口県『山口県統計書』第1回、1885年。

年七月二九日閲覧）による。

(2) 帝国地方行政学会編『警察法規類典』下巻山口県、同会、一九三二年、第三編一七一―一九ページ。なお、免許年不明の区域として大島郡小松志佐村小松開作・家室西方村地家室、佐波郡佐波村宮市町、吉敷郡山口町、赤間関市竹崎町・豊前田町をあげている。

(3) 喜田川季荘編『守貞漫稿』巻二、国会図書館デジタルコレクション、三丁・五丁。なお、重山禎介『復刻下関二千年史』防長史料出版社、一九七四年、六〇五―六〇六ページ参照。

(4) 下関市史編修委員会編『下関市史』藩政・明治前期編、名著出版、一九七四年、一七六ページ。

(5) 同上、一七八ページ。

(6) 山口徹編『瀬戸内海諸島と海の道』吉川弘文館、二〇〇一年、一一六ページ。

(7) 井上馨佐伝記編纂会編『世外井上侯伝』二巻、内外書籍、一九三三年、五一七―五二七ページ。

(8) 「山口県布達達書」明治五年上下（正）、同館所蔵（以下、「山口県布達達書」各年版はすべて同館所蔵）。なお、山口県玖珂郡役所「芸妓貸席取締規則 明治五年ヨリ同廿五年度マテ」綴、山口県文書館所蔵にも同文の文書がある。

(9) 「山口県布達達書」明治五年上下（正）。

(10) 前掲、佐藤敦子「山口県所在の遊廓の沿革と概要」参照。

(11) 清祐統雄下関警察署長発・山口県知事宛「福浦娼妓健康診断所二関スル件」一九三二年五月三日、山口県衛生課「娼妓健康診断」綴、山口県文書館所蔵。

(12) 「山口県布達達書」明治五年上下（正）。

(13) 「山口県布達達書」原稿・明治五年前後、山口県文書館所蔵。

- (14) 「太政類典第二編」一六八卷、国立公文書館所蔵。
- (15) 「官省進達録」(毛利家文庫)、山口県警察史編さん委員会編『山口県警察史』上巻、山口県警察本部、一九七八年、一八二ページ。これによれば、この何書は二月二日に正院に提出されたという。
- (16) 「山口県布達達書」明治六年上下(副)。
- (17) 「山口県布達達書」明治六年上下(Ⅱ)。
- (18) 同上。
- (19) 「山口県布達達書」原稿・明治八年前後。
- (20) 大日方純夫「日本近代国家の成立と売娼問題」、総合女性史研究会編『日本女性史論集』九巻、吉川弘文館、一九九八年、九一ページ。中原英典『明治警察論集』良書普及会、一九八〇年、八五ページ。
- (21) 「山口県布達達書」明治九年。
- (22) 「山口県布達達書」原稿・明治九年番外。なお、この二つの概則の発行の日付は二月九日となっており、「遊女」は「遊女」となっている(山口県玖珂郡役所「芸娼妓貸席取締規則 明治五年ヨリ同廿五年度マテ」綴(山口県文書館所蔵)所収の同文書も同様)。
- (23) 前掲、山口県玖珂郡役所「芸娼妓貸席取締規則 明治五年ヨリ同廿五年度マテ」綴、以下これによる。一八七七年改正は「山口県布達達書」明治一年による。
- (24) 同上。
- (25) 「山口県布達達書」明治一年。
- (26) 「山口県布達達書」明治一〇年。
- (27) 「山口県布達達書」明治一二年上半年期。山口県玖珂郡役所「芸娼妓貸席取締規則」綴。後者には「芸妓取締規則」は載っていない。
- (28) 山口県玖珂郡役所「芸娼妓貸席取締規則」綴。
- (29) 同上。
- (30) 「山口県布達達書」明治一五年乙号。
- (31) 「山口県布達達書」明治一五年前後甲号。
- (32) 同上。
- (33) 「山口県布達達書」明治一七年前甲号。
- (34) 山口県玖珂郡役所「芸娼妓貸席取締規則」綴。
- (35) 同上。
- (36) 同上。

(中央大学名誉教授・日本近現代史)